

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の 手形引受について（再論）

1890—1914年

小 島 仁

内 容

1. 株式銀行の手形引受は海外業務か国内業務か。
2. 地方銀行または地方支店のロンドンあて振出手形——特にナショナル・プロビンスナル銀行の事例——
3. 本支店関係における外国為替手形の取扱——特にロイズ銀行の事例——
4. バランスシート上における引受手形残高の意味——ウェストミンスター銀行その他の事例——
5. 海外銀行ロンドン支店との取引にともなう株式銀行の手形引受——特にインターナショナル・バンキング・コーポレーションロンドン支店の事例——
6. 結論。株式銀行の引受手形残高は国内業務ではない。海外業務である。

1. 株式銀行の手形引受は海外業務か国内業務か

以前私は『研究年報経済学』（第38巻第4号、1977年3月）に同じ題の論文を発表し、その論文の第1章で、この時期のイギリスの株式銀行の手形引受業務内容の分析、株式銀行が手形引受残高をバランス＝シートに記載する手順の分析、株式銀行の公表するバランス＝シートに基づき London Economist 誌が Banking Supplement にまとめている「総括表」中の acceptance liabilities, where stated（各行の公表バランス＝シート中にたてられている引受債務という科目）の意味を確定した上でこの「手形引受残高」数字の統計の活用により、1870年代に活躍していたロンドンの株式銀行の手形引受業務が1890年代には著しく停滞、縮小する反面、銀行合同運動により自己資金量と預金量を飛躍的に殖やし

つつあった「ロンドン & 地方銀行」の手形引受業務量が1890年代には拡大していることを示した。E. Jaffé が *das englische Bankwesen* で述べているような、株式銀行の手形引受が1890年代に全く停止しているかのようにとらえるみかたは事実に相違し、事態は銀行毎に、とりわけ銀行合同回数が多かった銀行群とほとんど銀行合同をおこなったことのない従来からのロンドンの銀行群とでは、かなり異っていることをこの論文で明らかにしえたものと私は考えている。

ポンド体制をみるさいに「ロンドン=アクセプトランス」の具体的な把握が不可欠の前提であり、その場合「引受信用」を与える主なる者、すなわちマーチャント・バンカー、株式銀行、植民地銀行・外国銀行のロンドン支店、が引受信用を与える具体的なししかたが、引受機関それぞれの異なる特徴に即して把握されること、が日本はもとより欧米の研究史においてもまだ十分の理解に達していない問題であることは、今さら言うまでもないことである。

ところで私の論文に対する学界の反応は全く私の予想を裏切っていた。論文の第二章と第三章で私の主張している議論についてはその是非、その諾否についてどこからも、何の反応もなく^(註)、聞えてくるのはもっぱら第一章において株式銀行が扱う手形引受業務が、私の論文がもっぱら想定しているような『「海外業務」ではなく、たんなる「国内業務」ではないのかという疑問ばかりである。元来この問題について緊急を要する研究の方向は、株式銀行の海外業務の発展の性格を具体的に追求することにあるとおもうが、以上の点に学界のさしあたったの疑問があるうえば、まずこちらの方についてまとめておかざるをえない。(註。もう一つ、第二章のベアリング商会の事例がマーチャント・バンカー全体を代表しうるものかどうかという疑問がある。))

2. 地方銀行または地方支店のロンドンあて振出手形 ——特にナショナル・プロビンシャル銀行の事例——

『合名会社三井銀行欧米出張員報告書』編集・発行者、鈴木鶴吉、明治34年(1901)。同書は、「米国之部」、「英国之部」の二部から成り、

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

最後に「欧米倉庫事業取調報告」が添えられている。「英国之部」は「彙ニ派遣員ノ発スルニ臨ミ時ノ秘書係長ヨリ其取調ニ関シテ注意スヘキ事柄ヲ記載シテ交付セラレタルモノ五十余項アリ今マ倫敦銀行ノ報告ヲナスニ當リテハ右ノ諸項目ニ基キ之ヲ問題トシテ以テ逐次説明ヲ附スルノ方法ニ出ツ」（倫敦銀行取調報告緒言）とある。

さてこの「英国之部」を見るさいに特に留意すべきはその記述の情報源がどこなのかという点である。情報源については「緒言」中に次のようにしるされている。「派遣〔員〕カ倫敦ニ滞在中常ニ出入シテ取調上ノ便宜ヲ得タルモノ『ナショナル・プロビンシャルバンクオブ・イングランド』ヲ首トシ『ロンドン・エンドウエストミニスター・バンク』及『パース・バンク』等トス」「此中『プロビンシャル』ハ英蘭銀行ニ重クヘキ英国最大ノ銀行ニシテ三井物産会社ノ取引銀行ナリ」「『プロビンシャル』銀行ニハ殆ト毎日『ロンドン・エンドウエストミニスター』銀行ニモ亦屢々出入シテ直接支配人ニ就キ一般業務ニ関スル質義ヲ事トシ『パース』銀行ヨリハ帳簿其他ノ様式等ヲ得テ取扱上ノ細節ヲ明カニシ」云々。すなわち情報源の多くがナショナルプロビンシャル銀行の支配人「チャー・エストール氏」であり、それがロンドン・アンド・ウェストミニスター銀行の支配人からの情報で補なわれ、パース銀行からは主に書式を取寄せている、というわけである。

この資料の記述の主な情報源がナショナルプロビンシャル銀行とウェストミニスター銀行という、この調査がおこなわれたとおもわれる1899年現在に、確かに大規模のロンドン銀行ではあるが、1890年代に銀行合同を全然おこなったことのない銀行であり、全体規模が大きい割には手形引受業務がきわめて不活発な銀行であったことは、この資料を扱うさいによく心得ておく方がよろしい。この点に留保を付した上で、これはNMCの「インタビュー」に匹敵する貴重な資料であるといえよう。

まずこの資料で株式銀行の手形引受の内容をみることにする。

「銀行ノ引受ニ係ル手形ヲ細別スレハ凡ソ下ノ如クナルヘシ」

- 一 地方銀行カ送金ノ目的ヲ以テ振出シタル參着後七日十四日若シクハ二十一日限り支払ノ為替手形
- 二 地方得意カ担保品ヲ差入レ若クハ其他ノ方法ニ依リテ得タル信用ニ

對シテ振出す最長九十日限ノ為替手形

- 三 倫敦ニ本支店若クハ代理店ヲ有スル外国及植民地銀行ノ計算ニ依リテ取扱フ支払引受
- 四 海外ニ於ケル商人及会社トノ特約ニ基キテ取扱フ其振出ニ係ル手形ノ支払引受」(60頁)

上記中、「第一種ノ手形ハ全ク送金ノ目的ヲ以テ振出スモノタルニ過キス」(60頁)この第一種のような送金手形がでてくる背景は、二二「為替送金ノ仕方手形ノ様式及諸報告ノ仕方」(67-70頁)に詳しく述べられている。

「英國ノ銀行ハ倫敦及其六十五哩以内ニ於テ一覽払ノ手形ヲ発行スルコトヲ許サレシ即チ倫敦銀行ノ支店ニシテ其所在地カ首府ヲ距ルコト六十五哩以上ナルモノハ送金手形ヲ発行スレトモ否ラサルモノハ之ヲ発行スルコト能ハス是レ政府カ英蘭銀行ヲ保護スルノ一策ニシテ其紙幣ノ疎通ヲ助クルノ目的タルニ外ナラス然レトモ手形交換法ノ發達著シキモノアリテ各地ノ銀行皆其利便ヲ分タサルコトナク加フルニ信用ノ發達ヲ以テスルカ故ニ倫敦ニテ仕払ハルヘキ小切手ノ如キハ全国到ル処ニ通用セサルコトナク各地ニテ支払ハルヘキモノト雖トモ差支ナク通用スルヲ以テ常トシ縱令倫敦銀行カ送金手形ヲ發行シ得ルトスルモ其需要極メテ尠ナシトス倫敦銀行ノ業務ヲ論スルニ當リ先ツ會得シテ常ニ忘ルヘカラサル一事ハ他ニアラス各地ニ於ケル金融機關ノ整備セルト互ヒニ其氣脈ヲ通スルトニヨリテ其ノ結果小切手ノ用途并ニ其流通区域ノ広キ事是レナリ今送金ノ事ヲ説クニ當リテモ之ヲ忘ルヘカラス即チ通例ノ場合ニ於ケル送金ハ小切手ニテ事足り一々銀行ニ來リテ送金手形ヲ買受クルノ必要ヲ見サルナリ」(67-68頁)

要するに、英国では小切手制度が発達しているので、ロンドンはもちろんのこと地方でも、送金は為替手形によらなくとも小切手で十分に用が足りるのであるが、国内の送金を目的に為替手形が振り出されるのは、法規上の制限もあって、ロンドンから65マイル以上の距離にある地方銀行と、ロンドン銀行の支店が振り出す場合に限られている、というわけである。(この記述は、銀行合同運動によって規模を大きくしつつあったいくつかのロンドン & 地方銀行が、旧来の純粹ロンドン銀行

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

の場合とはちがって 1890 年代に手形引受量を伸ばしたのは、これらのロンドン & 地方銀行が新たに獲得した地方支店数の増加や新たに取引先となった地方銀行の存在を主として反映してのことではないかという疑問を呼びおこすのは確かである。その答は本稿の行論中に示されるであろう。）

銀行送金はその仕向け方によって、各地方間の送金、各地方よりロンドンへの送金、ロンドンより各地方への送金、の三つに区別される。まず、各地方間の送金には、つぎの二つの方法がある。どちらにせよ、ロンドン経由という性質がつよい。

「一、倫敦ニ於ケル代理店宛ノ為替手形ヲ発行スル事、一地方ヨリ他地方ニ金員ヲ送ラント欲スル者は取引銀行ニ至リ其代理店タル倫敦銀行払ノ為替手形ヲ買取りテ之ヲ受取人ニ送付スレハ受取人ハ其地ノ銀行ニ至リテ之ヲ買却スルカ若クハ入金ト為スヘシテ之ヲ買取り若クハ収入シタル銀行ハ倫敦ニ於ケル自行ノ代理店ニ送リテ取立ツルナリ

一、直接若クハ間接ニ勘定ノ振替ヲナス事、送金人ハ送金先ノ銀行ニ於ケル受取人ノ当座勘定ヘノ入金トシテ自己ノ取引銀行ニ金員ヲ払込ムヲ以テ一法トシ又取引銀行ヲシテ送金先ノ銀行ニ自己ノ記名鑑ヲ送リテ依頼高ヲ限り臨時小切手ノ仕払方ヲ依頼セシムルノ法アリ支払銀行カ為替取引先ニアラサル場合若クハ便宜上銀行間ニ於テ予め約束ヲナシタル場合ニハ送金ノ依頼ヲ受クル銀行カ倫敦ニ於ケル其代理店ヲシテ支払銀行ノ倫敦代理店ニ送金額ヲ払込マシメ其入金ノ通知ヲ待テ支払銀行ヲシテ払渡ノ手續ヲナサシムルコトアリ」（68-69 頁）（ゴチックの部分は活字の排列に混乱があるが、上記のように読んだ）

「地方ヨリ倫敦ヘノ送金モ亦大同小異ニシテ(-)倫敦ニ於ケル代理店払ノ送金手形ヲ以テスルノ法・地方銀行中ニハ自行ノ収入シタル倫敦渡ノ手形ヲ送金依頼者ニ売却スル者アリ是レ印税及取立ニ要スル郵税ヲ節約スルノ趣意ニ外ナラスト云フ(-)送金依頼人へ振出ニ係ル小切手ノ仕払方ヲ倫敦ニ於ケル代理店ニ依頼スルノ法并ニ(-)送金依頼人ヲシテ受取人ノ倫敦銀行ニ於ケル当座勘定ヘノ入金トシテ送金額ヲ振込マシムルノ法是ナリ而シテ倫敦ヨリ地方ヘノ送金ハ前記第二及第三ノ方法ト同一ノ手續ニ依リ出納課ニ於テ之ヲ取扱フモノトス」（69 頁）

この「持参人払及ヒ指図式ノ二種ニシテ一覽払ノモノト一覽後七日十四日及二十一日ヲ以テ仕払期日トナシタルモノアリ」(70頁)という「地方銀行ノ発行ニ係ル送金手形」は、純然たる地方銀行が発行するものについては、1890年代にそれがウェストミンスター銀行には全然ゆかずもっぱらパースやミドランドの方にゆくものと考えるのはいかにも奇妙であるから、問題になりうるのはもっぱら、パースやミドランドの地方支店振出の送金手形の引受が1890年代にこれらロンドン&地方銀行の手形引受量急進の主な理由なのかどうかという点のみである。

第二種の手形。国内の荷為替手形。

「第二種ノ手形ハ其目的地方ノ商人カ銀行ニ相当ノ手数料ヲ出シテ支払引受ヲ托シ一ハ以テ取引ニ便シ一ハ以テ手形ノ流通ヲ助ケント欲スルニ在リ例ヘハ物産会社ノ倫敦支店カ地方ノ商人ヨリ或注文ヲ受ケタリトセンニ其代金ハ倫敦ニ於ケル其銀行ノ支払引受ヲ以テスル事ヲ承諾スレハ買主ハ即チ荷物ノ到着ニ至ル迄ノ日数ヲ見積リ二箇月乃至三箇月期限ノ手形ヲ振出シ物産会社ハ之ヲ其宛先ノ銀行ニ持参シテ支払引受ヲ為サシメタル後取引銀行ニ至リテ割引ニ付スルカ如キ場合ニ用ウルモノ多シトス」(60-61頁)

荷為替手形の取扱については、一八「荷為替ニ類スルモノノ取扱方及ヒ其約定書類書式」(49-51頁)で述べている。以下に重要な箇所を引用する。

「英国内地ノ商取引ニハ断シテ荷為替ナルモノナシ荷受主ハ総テ荷主ニ対シテハ其荷物ノ到着後又ハ船舶ニ積込後異状ナキヲ認メテ始テ代金ノ払込ヲ為スモノニシテ之レカ仕払方ハ取引ノ種類ニ依リ其方法猶予日数等ヲ異ニスレトモ要スルニ往復照合等ニ手数ヲ要セサル所ニ於テ荷主カ送先ニ対シテ荷為替トナササル可ラサル程ニ信用ナク自己モ亦直ニ之レカ代金ノ全部又ハ幾分ヲ要スルト云フカ如ク資本ノ手薄キモノニシテ倫敦銀行ノ相手トスヘキモノモ此ノ如シトセハ英国今日ノ如キ信用アル商業上ノ取引ヲ見ルコト能ハサルヘキナリ故ニ内地ノ取引ニハ全ク荷為替ナルモノナシト雖トモ外国トノ取引ニハ此必要ヲ生スレ遠隔ニシテ事情信用ノ充分ニ明ナラス又タ其取引ニ日数ヲ要スレハナリ然レトモ之

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

レスラ倫敦普通ノ銀行ニ於テハ之レカ取扱ヲ為スヲ好マサルナリ即チ危険ノ之ニ伴フコト多キカ故ナリ」（49-50頁）

「但シ全ク『ドキュメントリー，ビル』即チ荷物附手形ノ取扱ナキニアラス然レトモ是我邦ニ於テ所謂荷為替トハ其性質ヲ異ニシ荷主ノ為メニアラスシテ荷受主ノ為メニ起ルノ必要ナリ例セハ倫敦銀行ニ取引アル者カ外国ニ行キテ商品ノ仕入ヲナシタル場合ニ於テ荷主ヲシテ自己ノ銀行ヲ仕払人トシテ手形ヲ振出サシメ銀行ハ之レカ呈示ニ逢フテ仕払ノ引受ヲ為シ附屬セル船積証書ヲ入手シ之ヲ担保トシテ取引先ニ対シ一種ノ貸付ヲ為スモノニシテ此所謂『アクセプトランス』即チ仕払引受ノ事ハ倫敦銀行ノ業務中ノ一大科目タリ」（50-51頁）

要するに英国の荷為替手形についての以上の説明は、英国の荷為替手形が当時には日本の常識とは異って、もっぱら荷受主のために銀行の与える信用であること、もっぱら外国からの輸入貿易について自国の荷受主に銀行が与える信用であって、決して国内取引にたいして与える信用ではないことを強調している。前述の三井物産会社倫敦支店が英国の地方の業者に販売した商品にかんする事例は、形の上では国内取引であるけれども、内容的には明らかに輸入貿易について英国の荷受主に銀行が与えた信用である。第二種の手形を銀行が引受けている場合には、それが輸入貿易についてのものだから引受けていると考えてよからう。

第三種の銀行引受手形について。すなわち「倫敦ニ本支店若クハ代理店ヲ有スル外国及植民地銀行ノ計算ニ依リテ取扱フ支払引受」。ここで「計算ニ依リテ」というのは次の引用文でも明らかなように海外の取引先銀行が発行する信用状に基いて手形を引受けるという意味である。第四種の銀行引受手形、海外の銀行ではなく商人が振出す手形については、つまり海外の銀行の発行する信用状に基くのではない手形については、事実上すでに触れた。

「第三種ハ例ヘハ新約克（ニューヨーク）ニ於ケル銀行カ其得意先ノ依頼ニ依リ伯林（ベルリン）ニ於ケル商人ノ為メ倫敦（ロンドン）取引銀行ニ宛テタル信用状ヲ発スレハ伯林ノ商人ハ其信用状ニ基キ手形ヲ振出シ倫敦ノ銀行ヲシテ之カ仕払引受ヲ為サシムルカ如キ場合ニ起ルモノ多シトス而シテ斯ノ如ク信用状ニ基ケル場合ニハ船積証書ニ対シテ支払

引受ヲ為スモノ多ク証書ニハ之ヲ依頼銀行即チ前例ニ於ケル新約克ノ銀行ニ送り手形面金高ヲ以テ其銀行ノ借方勘定ニ記帳スル者トス倫敦ハ世界金融市場ノ中心タルカ故ニ前例ノ如キ取引若クハ之ニ類スルモノ最モ頻繁ニシテ從テ倫敦ニ於ケル孰レノ銀行モ手形引受ノ取扱ヲナサハルモノナシ然レトモ此業務ニ就キテハ銀行家中区々ノ議論ヲ懐キ殆ト定説ノ拠ルヘキモノナシト雖トモ要スルニ多少常ニ危険ノ分子ヲ含ムコトハ何人モ皆説ク所ニシテ商業社会ニ疑懼ノ念アル場合ニ於テ殊ニ然リトス何トナレハ支払引受ヲ為シタル當時ト手形ノ支払ニ至ル迄ニ經過スヘキ時限中ニ經濟界ニ幾多ノ變調ヲ生スルヤ予メ測リ難ク一朝恐慌ヲ見ルニ至リ銀行ノ引受ヲ為シタル手形ニシテ市場ニ容レラレサル事モアラハ銀行ノ信用ヲ害スルハ勿論縱令引受手形ニ対スル準備ニ不足ナキ場合ト雖トモ之カ為メニ自然預金ノ急激ナル取付ニ遇ヒ或ハ支払停止ノ止ムヲ得サルニ至ルコトアラシカ故ナリ然レトモ又此業務ノ安全ナルヲ唱フル者ノ説ニ拠レハ或区域内ニ於テ之ヲ取扱フトキハ更ニ危険ナク現ニ大銀行中多年ノヲ営ミタル者ニシテ之カ為メニ損失ヲ招キタル場合極メテ稀ナリト云フ倫敦銀行ノ貸借対照表ヲ一見スレハ明ナルカ如ク手形引受ニ関シ各行見ル所ヲ異ニスルカ故ニ其取扱高ノ不同實ニ甚シキモノアリ今左ニ（下に）昨年（1898年？）六月三十日ノ現在ニ依リ二三ノ例ヲ示スヘシ『ナショナルプロビンシャル』銀行ノ如キハ其支配人ノ語ル所ニ拠レハ手形引受ノ取扱ヲ以テ危険ナリトシ常ニ手控ヘ居ルトノ事ニシテ大抵四拾万磅内外ヲ有スルニ過サルニ等シク大銀行タル『ロンドン・エンド・カウンター』銀行ハ常ニ百五拾万磅前後ノ残高ヲ有ス又一般ニ就キテ之ヲ觀察スルニ此数年間順次減少ノ傾アルコト疑ヲ容レス」（61-63頁）

第三種のロンドン銀行引受手形、すなわちロンドンに本店または支店（ないしは代理店）のある植民地銀行と外国銀行の発行する信用状に基いてロンドン銀行が引受ける手形についての上記の説明は、ニューヨークの銀行がその顧客であるアメリカ人輸入商のためにベルリンの輸出商にロンドンあてのポンド手形の振出を認める信用状に基きロンドン銀行が手形引受をおこなうことを事例として述べてゐる。（この取引の意味あいは後で別の資料により説明する。）これにつづく説明はロンドン銀行の手形引受業務にたいする営業態様の相違について述べており、資料

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

の50頁にでてくる エストール 氏の失敗談、氏が就職当時に植民地あてのカンヅメ荷為替を引受けて損をした話、を考え合せても、また営業態様の相違について述べている文章の調子からいっても、営業態様の相違が第一種から第四種までの銀行引受手形の全ての種類について同じように問題になるのではなく、コトはもっぱら海外との取引、だから第三種と第四種の手形、にかかわっているようにおもえるのであるが、そのごとの証明自体が本稿の目的だからこれでおく。

「送金手形ノ支払——倫敦銀行ノ倫敦支店及市ヲ距ルコト六十五哩以内ニ於ケル各銀行及其支店ハ送金手形ヲ発行セサルモ六十五哩以外ノ地ニ於ケル倫敦銀行ノ支店其他ノ各銀行ハ之ヲ発行スルカ故ニ自行支店ノ設置ナキ地ニ代理店ヲ置キ若クハ『コルレス』ヲ結ビ以テ之カ支払方ヲ依頼セサルヘカラス」(76頁)

ロンドン銀行の地方支店もしくは純粋に地方的な銀行のロンドンあて送金手形の存在とロンドン銀行におけるその支払引受という業務の存在。それには疑問の余地はない。問題はこれがロンドン銀行の手形引受業務全体の中でどの程度の比重を占めるものなのかという具合に直接に外国為替と比較すべきものかどうかという点である。さらに、問題は、個々のロンドン銀行が「手形引受」acceptances を独立の勘定科目として公表 バランスシートの中に掲げている場合に、そこで「引受手形残高」として示されている数字が前述のような「地方振出の送金手形」を含んでいるのかどうか、または、含んでいる場合にはどの程度の比重を占めているのか、という点である。後の問題は、手形引受を検討する場合に結局のところあらゆる者が公表バランス・シート上の引受手形残高の数字を利用しているのであるから、前の問題とはいちおう別個にとりあげておく必要があるのだ。この問題を扱うさいには、いったいいつの時期についてどの株式銀行を（ないしはどのようなタイプの株式銀行群を）扱っているのかをはっきりさせておくべきであろう。1890年以降については、純粋ロンドン銀行あるいはロンドンに進出してからすでにかんりの年数を経ている銀行と、1890年頃以降に地方での活発な合同運動を伴いながらロンドンに進出してきた銀行とを、必らず区別して扱うべきであろう。（簡単化のために前者を純粋ロンドン銀行、後者をロン

ドン & 地方銀行と呼ぶ。研究史もこの呼称を採っている。) ロンドン銀行の、1890年以降の手形引受業務がこの時期になってもなおかつ国内業務を主としているものなのかどうかという疑問は、もっぱら、ロンドンにおける株式銀行の手形引受業務が「地方振出の送金手形」の引受という「国内業務」を中心にするものなのかどうか、という疑問に還元される。

3. 本支店関係における外国為替手形の取扱

— 特にロイズ銀行の事例 —

山室宗文『英米銀行事情』(明治44年、1911年)はその下巻「倫敦呂以幣銀行実務一斑」で明治43年(1910年)の頃とおぼしきロイズ銀行の内部事情を取扱っており、前述の三井銀行のナショナル・プロビンシャル銀行等を扱った報告書に並んで、第一次大戦以前のロンドンの株式銀行を知る上ですぐれた資料である。こちらの方は三菱合資会社銀行部の(公刊されたが)内部資料である。株式銀行の引受手形がどういう扱のものなのか、とりわけ先程来の問題である地方支店振出の送金手形がどういう扱になるのか、この資料により、ロイズ銀行の内部事情につき、みてみよう。

外国為替についての100ポンド以上の取引は必ず本店の許可を得る。100ポンド以内は支店の裁量で信用状を発行しうる。(397)

外国為替の取扱については、「外国為替課と各支店との関係」(398-400頁)として詳しい。以下に。

「(一) 外国為替課は支店のために外国為替の取立又は売却の依頼に応ずる時は実費の外何等の手数料を徴せず、取立てたる又は売却したる手形の金額より取立て又は売却に対して要したる実費を引き去りて依頼したる支店に貸記するものなり

(二) 各支店は手形の取立又は売却を華主より依頼せらるる時はこれに対して手数料を徴することを得るものなり、其の率は各支店支配人にて定むることを得、但し其の標準は其の地方銀行の慣例及び華主の如何によりて本店の外国為替課の営業を阻害せざる範囲に定むることを要す、

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

若しも外国為替課にて手形の取立又は売却をなしたる際損失を生じたる時は其の借記せられたる額丈は華主に借記せざる可からず、此の負担は手数料以外に借記す可きものなり

(三) 若し本店の許可を得て外国為替の取立を依頼したる華主に其の支払送金以前に貸記することを許す場合には貸記の時より取立既済の時に至る間の利子を計算に入ることを要す

(四) 華主の依頼を受けて売却の爲めに本店外国課に送付する外国為替に銀行裏書をなす時は $\frac{1}{4}\%$ の手数料を徴す可し但し短期の手形又は小切手に対しては $\frac{1}{8}\%$ 以上の手数料を付す可からず

時には外国為替課にて仲買人に対して支払ふ費用を要することあり此の場合に於ては其の費用は銀行裏書手数料中に含むが如く取り扱ふ可し

最も確実なる華主に対して左の各手形の取立売却に対しては手数料を免ずるを得

亜非利加銀行、南アフリカスタンダード銀行、南亜国立銀行、濠州銀行而して此の手数料の代りに予め特約を以て外国為替課に於て半ヶ年の終りに各支店に左の率を以て貸記するものなり

一. 南亜の手形に対しては $\frac{1}{16}\%$

二. 濠州の手形 $\frac{1}{4}\%$

(五) 各支店は南亜及び濠州の手形に関しては本店の外国為替課を通じて直接に取引することを得其の場合は

南亜スタンダード銀行、ニューサウスウェルス銀行、倫敦オーストラリア銀行の何れかと取引をなす可し

(六) 各支店は華主の勘定に於て外国為替手形の売却をなす場合は各勘定の最高限につき予め本店貸附課の承認を経ざる可からず、取立の爲めに保有する外国手形を保証として貸附をなすことは極めて例外の場合に於て之れをなし得るのみ其の場合の制限につきても本店貸附課の承諾を経ることを要す

(七) 船荷証券の附着なき引受なき手形は右の各項の範囲外なること勿論なり、これに対しては決して貸出を許す可きものにあらざり、若しこれに関し例外を許す事の必要を生じたる時は必ず本店に照会す可し

(八) 外国為替課は外国にて引受を求むべき外国手形に対してのみ手数

料を徴す、その以外には何等の手数料をも附せず

(九) 外国にて振出されたる手形が引受又は取立の爲め支店に送られたる時は若し其の手形が引受けられざるか、支払はれざる時は必ず正式に拒絶の手續をなさざる可からず、若し公証人を得ること難き時は行内拒絶証書を手形に添付することを要す」

さて、問題の、株式銀行の地方支店が、その地方支店の顧客のために、ロンドン本店に、現金出納の便宜を求めるケースであるが、つぎの四つがある。それぞれ本支店勘定中のいかなる勘定科目にて取扱われるかに、留意されよ。(489-490頁) いずれも本店の現金出納課 (Cashier その他の Counter) の所管で、本店の現金出納課は本店が各支店の勘定において現金小切手の出納をなすことを掌るところである。

A. 「支店の華主が自己の支店に於ける預金又は当座勘定に入金せんことを乞ふ場合なり、本店は支店華主より此の種の預金を受取りたる時は凡ての預金票を貸記伝票に記入しこれと預金票とを支店に送付し同華主の同支店に於ける勘定に貸記せしむるものなり、本支店間の貸借関係は収納 (Receipt) と言ふ勘定科目によりて決済せらるるものなり」

B. 「支店より各支店華主に一定の金額の範囲内に一定の期限内に本店に対して信用を与ふる (Open Credit) ものにして本店は各支店よりの通知により同華主の爲め一定の期限内に一定の金額だけ同華主の振り出したる小切手を支払ふことを許容するものなり、此の場合に本店は支店華主の爲めに現金又は本店銀行支払小切手を附与し本支店の関係は支払 (Payment II.) の項目によりて貸借を決済す」

C. 「支店の華主が自己の手形を引受くる際本店を以て支払地と定めたる場合此等の手形の支払を支店の通知を俟って本店の現金出納課にてなす場合尠なからず、此の場合にも本店支店の貸借関係は支払通知手形 (Advice) の項目によりて決済せらる」

D. 「支店の発行する本店宛の爲替手形 (Bankers Draft) の支払なり多くは一覧払銀行手形なるも時には三日又は一週間時には十四日の期限あるものあり、是等の銀行手形の支払は本支店の間に於ては銀行手形 (Draft) の項目によりて貸借の決済をなす」「以上 C と D との場合には固より手形交換所によりて支払を請求せらるる場合甚だ多し手形交換

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

所より是等の為替手形銀行手形を受取りたる後其支払をなすことも亦現金出納課の掌る所なり」

これらの本支店勘定中の諸科目は、すなわち、A.「収納」Receipt. B.「支払Ⅱ」Payment II. C.「支払通知手形」Advice. D.「銀行手形」Draft は、本支店勘定全体の中ではどのような地位を占め、本支店勘定はこの株式銀行が外部に公表するバランスシートの上ではどのような扱いを受けるであろうか。

煩雑であるから要点のみを述べる。

上述の科目名は本店が本支店勘定の中に数え上げているものであり、本店に限り本支店勘定の内訳（435頁）を詳しく掲げる。例の「送金手形」はその中に入っている。併せて、本支店勘定以外の本店自体の勘定があり、この中に本店自体の「引受と裏書」とそれに見合う「華主に対する債権」がある。これは絶対に本支店勘定中の「送金手形」とは別個のものである。一方、各支店の側は、日計表には本店側からの本支店勘定に見合った本支店勘定の詳しい記載があるが（446頁）、各支店の週報（455頁）では本支店勘定はたんに「本店」という一欄の記入に簡略化される。支店の勘定中に「引受と裏書」とそれに見合う「華主に対する債権」が存在するが、それは本支店勘定中の例の「送金手形」と全く別個のものなのは、本店の場合と同様である。さて本店のものと支店のものと両者の報告が一つにまとめられて集計されるさいに（457-460頁）、「本支店勘定」は「本店」という一欄にまとめられ、そこで貸借が照合する。このような記録をもとにこの銀行の貸借対照表が作成されて外部に公表される際には「本支店勘定」は外部に関係のないものだから取り外される。従ってそれ自体が本支店関係中の存在にすぎない「送金手形」は、貸借対照表には現われることなく、もちろん貸借対照表中の「引受と裏書」とそれに見合う「華主に対する債権」とは全く無関係のものである。

この銀行と代理店との関係も存在し、わざわざ「代理店課」Agents Dept. というものがおかれているが（487頁）、（何故こういうことをいうのかといえ、もちろん地方銀行とロンドン銀行との関係を考えてい

るからである。もっともこの時期には地方銀行の数はきわめて少なくなっているが。)「代理店」という科目は「本支店勘定」が計算表から消えるときまで残っているが、そこでたんに「残高」として扱われ「預金」の中に入ってしまうようにおもわれる。

以上を要するに、「引受手形残高」という科目は全く外国為替手形にかんする引受業務のみを表わしており、ロイズの場合には国内振出手形を全く含んでいないようにおもわれる。地方のコルレス銀行が振り出した手形や地方支店の振り出した手形が株式銀行のロンドン本店で「引受」けられたとしても、それはバランスシート上の「引受手形」とは全く異なるものとして考えられていた。その引受ける外国為替手形というものももっぱらポンド期日手形であり、荷為替手形は回避して、海外銀行振出手形に取扱が集中していた。そのたまたま取扱う海外荷為替手形は海外銀行信用状に基くものであり、ごくたまに自行の信用状で扱う荷為替はイギリスの輸入貿易に限られていた。「引受」にしばしば含まれている「裏書」はたいてい海外銀行信用状に基いて海外あてに振り出されているポンド利付手形および外国貨幣手形であり、この裏書手形はコルレス先海外銀行に転売された(あるいは仲買人に売った)のである。かような性質の「裏書手形」とコミに計上されていていっこうに怪しまれないというのが「引受手形」が外国為替手形であることの何よりものしょうこであると言ってもおかしくない。ユニオン銀行が「裏書」を「売外国為替手形裏書」として計上し、ナショナル・プロビンシャルが「外国為替手形の引受及裏書」として計上しているのも、いわば当然すぎる程のていねいさだったとみられるのである。

4. バランスシート上における引受手形残高の意味

— ウェストミンスター銀行その他の事例 —

(1) National Monetary Commission, Interviews on the Banking and Currency Systems of England, Scotland, France, Germany, Switzerland, and Italy. Washington. 1910. によりイギリスの株式銀行の

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

証言をみることにより、

(2) T. E. Gregory, *The Westminster Bank Through A Century* (1936) in 2 vols. を、石見徹氏が「第一次大戦前における株式銀行とマーチャント・バンカー——ロンドン国際金融市場分析のために——」(『東大院・経済学研究』第18号)45-46頁で、ウェストミンスター銀行の海外業務への傾斜を追っておられるのと全く同一の筋道で追ってみることにより、

問題をとらえてみよう。

N. M. C. の「インタビュー」の中で、ユニオン銀行とロンドン・ジョイントストック銀行は、バランスシート中の科目である「引受手形残高」の説明を求められているさいに、つぎのように回答している。この回答内容は、1908年頃に株式銀行の「引受手形残高」がもっぱら海外から振り出された手形の引受にかかわるものと判断していい証拠となる。N. M. C. の「インタビュー」の性格については、拙稿「第一次大戦以前のロンドン銀行引受（アクセプタンス）」(『北星論集』第14号。1976年)をみよ。

ユニオン銀行の回答。

「問 貴行のバランスシート中の『引受と支払保証』は、貴行と貸越約定を結んでいる顧客によって振出された手形を貴行が引受けたものでしょうか。

答 そうです。そのほとんどは、一国から他国への船積に対して信用状を与えた結果おこなわれた船積荷をあらわしております。だが、それらは全部、担保でカバーされています。このことは当行の設立趣意書にも約款にもうたってはおりませんが、当行はこういう規則でおこなっており、これが預金銀行としての健全なルールでありましょう。私共は Open Credit* というのは開設しておりません。それぞれの引受は証券の預託でカバーされています。>(*自行が信用状を発行する)

問 カバーは、債券、証券、倉庫預証でしょうね。

答 ええ。でもたいていは債券と証券で、流通性のある有価証券類です。

問 それらの手形はほとんど例外なくロンドン以外の顧客によって振

出されたものでしょうか。

答 そうです。それらの手形はロンドンの顧客のために振り出されたものですが、ロンドンで振り出されたものでは決してありません。それらは海外で振り出されたものです。これがしょつ中起るケースです。あるロンドンの顧客が中国やインドで信用状を得ようとしたとすると、かれはかれの代理店に、当行あての手形を振り出させます。かれは自分の担保を当行に預託しております。かれはかれあてに送られてきた品物を受けとり、当行はその手形の引受をいたします。」(pp. 37-38.)

ロンドン・ジョイントストック銀行の回答。

「問 貴行のバランスシート中に『顧客のための引受手形』acceptances on account of customers というのが約730万ドルありますね。(註記、アメリカ人に説明するためにとくにドル表示に直したバランスシートが渡されている) これらの手形は貴行の顧客が貴行あてに振り出し、貴行が引受けた為替手形でしょうか。

答 ええ。顧客が直接に振り出したものもありますが、顧客の取引先が顧客の発行した信用状に基いて振り出したもの、いわゆる弁済信用(適当な訳語かどうかの自信はない)もあります。ご存じのように西欧もしくは欧州の顧客は、東洋の人々に棉花の船積あるいはそれ以外のものの船積を担保に手形を振り出すよう指図します。

問 たいていの引受は、付保されますか。

答 どれも付保されます。

問 ふつう、どのように付保されますか。

答 大部分は為替手形や現金で、あるいは相当程度に余裕をもたせた第一級証券で、ごく少量が船荷証券で、付保されます。船荷証券はごく少部分です。」(中略)

「問 現金を貸し出すのではなく、手形を引受けるのは、どうしてですか。

答 期間の長い手形を振り出すのが特殊の銀行の習慣になってしまっているから、私共はそのような手形を引受けるのです。ボンベイ、あるいはどこでも同じことですが、で原棉を買付けた顧客は、その土地の習慣に従って期日手形 usance を振り出します。さて、たとえば国内手形

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

にかんしては、ロンドンの人物に私共はこのような種類の信用を与えることはいたしません。が、長期間の手形を振り出すのが外国での通常の習慣なら、私共はそれに従うのです。

問 そのような業務が実際にロンドンで一流手形 prime bill として知られているものを生じさせるのですね。

答 はい。」(pp. 64-66)

T. E. Gregory, *The Westminster Bank Through A Century*. 1936. の中で、この銀行の手形引受についての業務態度を石見徹氏が前掲稿で取り上げたのとおなじ仕方ではなぞってゆくと、確かに氏が想定しておられるとおり、この保守的な銀行でさえも 1880 年代より後には海外業務に傾斜してゆこうとしている経過を読みとることができる。

1869 年の重役のスピーチ中でウェストミンスター銀行の acceptances 「引受手形」の内訳数字が示されている、(vol I. pp. 262-263) が、この 1,075 千ポンドという数字は、vol II 巻末のバランスシート（第 1 表として掲げる）中では 1868 年末の残高である。バランスシートの上でもこの時期には（1878 年までの時期については）、circular notes 「巡回手形」も endorsements 「裏書手形」も、acceptances 「引受手形」の中に入れられている。

しかし、この箇所の記述でも、それにつづく 1875 年発券銀行調査委員会でのウェストミンスター銀行重役クレイクの証言についての記述 (vol I. pp. 263-264) でも、形式上の「引受」が問題にされているのではなく、問題はもっぱら対外業務としての「引受」にかかわっている。1886 年に行内委員会がおこなった勧告（諸勧告の中の第五項 vol I pp. 269-271）により対外業務への方向づけがなされた。

しかし現実にはバランスシート上のウェストミンスター銀行の acceptances の数字の低さに示されるように、新進のロンドン & 地方銀行と比べれば 1890-1907 年の期間のこの銀行の海外業務はきわめて低調であった。1890-1907 年の期間についてこの銀行をロンドンの大きな株式銀行の対外業務発展の如何をみるさいの代表例にすることはできない。

第 1 表によりバランスシート上の「引受手形」acceptances の動きを追ってゆくと、acceptances という独立の科目が 1864 年から現われ

北 星 論 集 第15号

第1表 ウェストミンスター銀行の引受手形残高

T. E. Gregory. The Westminster Bank, vol II. pp. 304-307

acceptances £ 000

年	巡回手形	引受手形	裏書手形	年	巡回手形	引受手形	裏書手形
1864	-	807	-	1886	591	443	30
5	-	1,555	-	7	626	308	35
6	-	905	-	8	656	336	28
7	-	903	-	9	693	522	22
8	-	1,075	-	1890	756	297	23
9	-	021	-	1	687	356	18
1870	-	883	-	2	603	272	5
1	-	1,016	-	3	632	248	5
2	-	1,273	-	4	663	264	5
3	-	1,081	-	5	616	238	5
4	-	1,038	-	6	696	169	3
5	-	1,236	-	7	695	231	4
6	-	929	-	8	705	145	9
7	-	1,035	-	9	737	182	4
8	-	719	-	1900	619	142	9
9	493	883	56	1	589	124	10
1880	497	648	66	2	581	224	10
1	560	710	110	3	584	226	7
2	616	617	87	4	508	301	2
3	568	399	76	5	534	1,121	5
4	573	437	47	6	637	1,312	8
5	554	337	31	7	1,049	1,764	5
	-	-	-	8	1,031	1,231	19

(acceptances は 1861 年より以前には預金の中に入れていたが、以後独立の項目としてバランスシートの負債側に現われた。vol I. p. 385)。1879 年までは circular notes も endorsements も acceptances の中に含まれている。1875 年から circular notes も endorsements も acceptances から分離独立して掲げられる。残された acceptances というバランスシート上の項目は (Contra Entries をこの年から伴って) 1879 年以降はもっぱらこの銀行の貧弱な海外業務としての手形引受を表現してい

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

るのである。今強いてバランスシート上の *acceptances* と *circular notes* を比較するなら、つねに *circular notes* の方が大きく、ようやく両者の関係が逆転して *acceptances* の方が *circular notes* より多くなるのが、はるか後の 1905 年である。しかし *acceptances* と *circular notes* を比較する意味は一体どこにあるのだろうか。形式が似ているという以外には両者を直接に比較する理由は全くない。少なくとも 1890 年以降については全くない。

さいごに、いくつかのロンドンの株式銀行のバランスシートの実例により、海外業務を内容としている引受手形残高と、地方とロンドンとの送金関係をあらわす取引とが、バランスシートの上ではどのように表現されているかをみよう。

第 2 表、ウェストミンスター銀行（1893 年）の場合、負債側に *Circular notes*（巡回手形）と *Credits on agents*（代理店残高）がでている。前者は国内関係であり、後者は国内関係も含みうるだろう。それに対し

第 2 表 London and Westminster Bank, Limited
Balance-Sheet Dec. 31, 1893
(Liabilities のみ掲げる)

	£
Current accounts & deposits	26,486,682
<i>Circular notes, credits on agents, rebate on bills</i>	
discounted not yet due, and other funds	631,554
<i>Acceptances</i>	248,389
<i>Liabilities by endorsement (bills negotiated for customers)</i>	4,715
Capital paid up	2,800,000
Rest or surplus fund	1,655,620
Balance of undivided profit, June 30th, 1893,	
£ 61,753; net profits of the past half-year,	
£ 163,369	225,122
	32,052,083

(出所) London Economist. Banking Supplement. May, 19, 1894.

(註) Assets の側に、

 Liability of customers for *acceptances*, as per contra £ 248,389

 Liability of customers for endorsement, as per contra £ 4,715
がある。

て、負債側の Acceptances (引受手形残高) と Liabilities by endorsement (bills negotiated for customers) [手形裏書による公衆に対する負債・顧客のために売買した手形] の二項目は、それぞれが同一金額の Contra Entries を資産側に伴って、全く海外業務である。ロンドンの大きな株式銀行は、それが国内手形なら、その手形に裏書して市場に売るといふようなことを絶対にやらないのである。

第3表、パース銀行(1893年)の場合、特に国内関係をあらわしているのは、負債中「預金勘定」の中に入っている circular notes と、独立の科目をなしている Drafts current (payable within 21 days), customers' acceptances advised, & c. である。この drafts current (payable within 21 days) がさきに第2章の「三井銀行報告書」中第一種の手形(地方銀行の送金手形)として示していたものである。customers' acceptances advised というのはさきに第3章の「英米銀行事情」で、ロイズ

第3表 Parr's Banking Company and the Alliance Bank, Ltd.
Balance-sheet Dec. 31, 1893
(Liabilities のみ掲げる)

	£
Capital paid up	1,000,000
Reserve fund	1,000,000
Due by the bank on current accounts, deposits accounts, deposit receipts, and circular notes	10,262,682
Drafts current (payable within 21 days), customers' acceptances advised, & c.	98,645
acceptances on behalf of customers	2,145,008
Foreign bills negotiated	12,025
Dividend to be now paid	47,500
Dividend to be payable on 1st May	47,500
Property account	5,000
Balance of profit and loss, carried forward	33,053
	14,651,413

(出所) London Economist. Banking Supplement May 19, 1894.

(註) Assets の側に

Acceptances on behalf of customers, as per contra £ 2,145,008

Foreign bills negotiated, as per contra £ 12,025

がある。

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

銀行の地方支店がロンドン本店に現金出納の便宜を求めるケースの (C) として示しているもの（支払通知手形）である。二つ合せてもたいした金額にならないこの Drafts current, customers' acceptances advised, & c, は、パースの場合「代理店勘定残高」の一部分をなすのではないかとおもわれる。それに対して、Acceptances on behalf of customers と Foreign bills negotiated が、Contra Entries を伴って、海外から振り出されたポンド手形の引受と、海外あてのポンド利付手形および海外あての外国貨幣手形の裏書を現わしている。

Acceptances も Endorsements も、そう書こうが書くまいが内容的には外国為替手形の引受であり、裏書である。そのことはバランスシート上の Acceptances と Endorsements にわざわざ「外国為替手形の」と書き加えている銀行の存在によっても証明される。ともに外国為替手形を取扱っているから、両者がコミにして表示されても誰も奇異の感をいだいていないのである。たとえばユニオン銀行（1909年）は「裏書手形」を Liabilities by endorsement on foreign bills sold と表現している。ナショナル・プロビンシャル銀行（1898年）は「外国為替手形支払引受及裏書高」（およびそれに対応する貸方の記入）と記載している（前掲「三井銀行報告書」142-4頁）。私は以前『北星論集』第14号に書いた拙稿「第一次大戦以前のロンドン銀行引受」152-4頁で、H. P. Sheldon, Elementary Banking (1926) に拠って Acceptances と Endorsements の仕訳方法と外国為替手形を取扱としてのその業務内容を説明した。欧米の文献で第一次大戦直前のイギリスの株式銀行の Acceptances と Endorsements の仕訳の説明を Sheldon 程正確に述べている本はない。前述「三井銀行報告書」118-9頁の記述は Sheldon の説明が第一次大戦以前にあてはまることを証明している。

5. 海外銀行ロンドン支店との取引にともなう株式銀行 の手形引受 — 特にインターナショナル・バンキン グコーポレーション・ロンドン支店の事例 —

石川由郎編集発行『英国為替銀行ニ関スル復命書』（明治40年，1907

年)は、前編「ブラウン・シップレー」、後編「インター・ナショナル・バンキング・コーポレーション」の二編から成り、1904年に三井銀行欧米出張員間島弟彦が「本年五月初メ小役滞英中電信ヲ以テ外国為替事務ヲ取調べキ旨ノ御命令ニ接シテ」(序文)、マーチャント・バンカーであるブラウン・シップレー商会(ロンドン)と米国の為替銀行インターナショナル・バンキング・コーポレーション(ロンドン支店)について、外国為替の営業方法を調べた報告書である。報告書中インターナショナルの帳簿係の担当事務を説明している箇所に、「英国銀行ノ簿記ニ関シテハ前回派遣員ノ精細詳密ナル報告ノアリ故ニ茲ニテハ一般銀行ニ共通ノ帳簿組織ハ一切之ヲ省キ云々」(123頁)とあるように、間島は前出明治34年の『合名会社三井銀行欧米出張員報告書』の内容を承知の上で、明治34年の報告書では最も不十分な部分であった「ロンドン銀行の外国為替取扱方法」をもっぱら知るためにこの調査をおこなっている。この報告書の記述の重点は、後編「インター・ナショナル・バンキング・コーポレーション」の側にあり、このインターナショナル・ロンドン支店がロンドンで主取引銀行にしているのがナショナル・プロビンスシャル銀行であるから、前出明治34年の報告書が主にナショナル・プロビンスシャル銀行を情報源としていたのに対して、この明治40年の報告書は海外銀行の目を通して同じナショナル・プロビンスシャル銀行をつかんでいるので、両報告書は好都合にも相互に補完し合う性格をもっている。

問題をもっぱらナショナル・プロビンスシャル銀行とそれを主取引銀行としているインターナショナル・バンキング・コーポレーション・ロンドン支店の関係に限定して、以下に要点をまとめてみる。

インターナショナル銀行は1901年にコネチカット州法に基いて設立された外国為替銀行である。中国名を花旗銀行という。(ちなみに、1864年の国立銀行法は国立銀行に外国為替業務を許さず、また外国支店の開設を禁止していた。インターナショナルは州法銀行である。)中国における銀行券発行の特権を与えられ、北清事変(義和団)賠償金の米国分受領銀行として国庫勘定を取扱った。その設立には National City Bank of New York が参加している。設立後直ちにサンフランシスコ、メキ

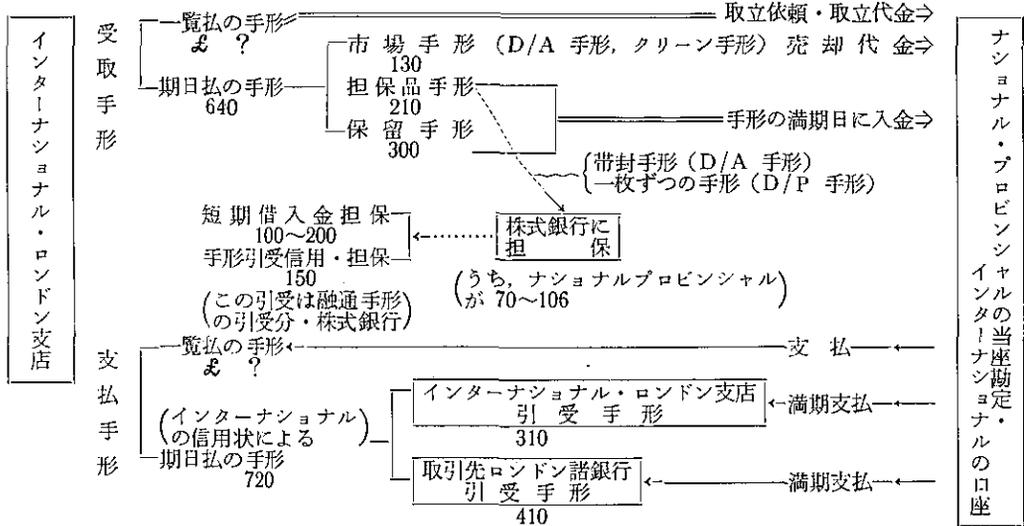
第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

シコ、マニラ、香港、上海、横浜、ボンベイ、カルカッタ、ロンドン（ロンドンは1902年）に支店を設置し、1904年にNew York Guaranty Trust Co.（美国宝信銀行）の東洋（香港、上海）における業務を継承した。世紀転換期に三つの米国銀行がロンドンに存在する（後述）がそれらには支店網というものが無い。インターナショナルは支店網をもつ外国為替銀行として第一次大戦前には唯一の米国為替銀行である。その支店網がわが国の横浜正金銀行の当時の支店網とほぼ一致していることに注意されたい。1911年に湖広鉄路公債総額600万ポンドの借款引受に、四国借款団米国メンバー中の一構成行となっている。1915年に同行の支配権はナショナル・シティ銀行の掌握するところとなった。（世紀転換期にロンドンに進出していた米国の銀行は、Guaranty Trust Company of New York, Farmers' Loan and Trust Company, Trust Company of Americaの三行で、これらのTrust Companyはいずれも州法によって設立されたものである。この三行のロンドン進出年は1896-1900年の期間とおもわれる。Guarantyはもう少し早かったかもしれない。前記三行中Trust Company of Americaは1907年に清算され、そのロンドン支店をEquitable Trust Company of New Yorkに引継ぎ、Equitableは同時にパリ支店を開設した。これらのTrust Companyは国際貸借関係にごく限られたしかたでかかわったろうが、為替銀行と呼びうるようなものではなかつただろう。）

（（インターナショナル銀行の沿革にかんする以上のような説明は、主として、東亜研究所『諸外国の対支投資』（上巻）昭和17年、によった。））

第4表は『英国為替銀行ニ関スル復命書』中の「受取手形係」35-86頁、「支払手形係」87-120頁、の記述を、インターナショナル・ロンドン支店の入金の主なものである受取手形の構成要素と、出金の主なものである支払手形の構成要素が分りやすいようにまとめたものである。インターナショナル・ロンドン支店にとって、主取引銀行ナショナル・プロビンスルがいかに重要な役割を果しているかがよく分るであろう。インターナショナルにかかわる手形引受総残高中に占めるナショナル・プロビンスルの引受は比較的少ないけれども（つぎに第5表でみるように719千ポンド中の147千ポンドにすぎない）、そのことで株式銀

第4表 インターナショナル・バンキング・コーポレーション・ロンドン支店の
 ナショナル・プロビシナル銀行との関係 1904年6月30日現在 単位 ￡ 000



(出所) 石川由郎編『英国為替銀行=関スル復命書』(明治40年)

- (註) 1. 金額(数字)は残高である。2. 市場手形は容易に市場で割引きうる手形。3. 担保品手形は、担保に供するに適當な手形。4. 保留手形は、市場手形ともいえず、担保品手形ともいえないもので、手形の満期日まで保有して手形についている利を得る。5. クリーン手形は、すでに引受済の手形、付帯書類は引受者がとり去っている。6. D/A手形とは、Documents against Acceptance. 引受と同時に付帯書類を手形引受人に渡す。7. D/P手形とは、Documents against Payment. 手形金額が支払われるまで付帯書類は当銀行があずかる。このような手形は、満期日以前に入金することがおおいから、市場に売ったり、帯封手形(何枚かの手形を合せて一つの束にしたもの)として担保に入れられない。入金と同時に引受者に付帯書類を渡さねばならないから。

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

第5表 インターナショナル・バンキング・コーポレーションロンドン支店
にかかわる^{ユーロ・バンク}期日手形引受残高 1904年6月30日現在 ㊦ 000

手形 の ロンドンでの 引受先	インターナショナル銀行発行の 信用状により顧客が振り出す 荷為替手形		インターナショナル の各店がロンドン あてに振り出す 融通手形	合計
	ロンドン支店以外の 発行信用状	ロンドン支店 発行信用状		
インターナシ ョナルロンド ン支店引受	80	171	56	307
	251			
取引銀行とし ている ロンドン諸銀 行の引受	265 (米国国内店振出が おおい。大部分がマ ーチャント・バンカ ーによる引受)	20 (株式銀行引受)	127 (東洋諸店の振 出がおおい。 株式銀行引受)	412
	285			
合計	345	191	183	719
	536			

(出所) 石川由郎編『英国為替銀行=関スル復命書』(明治40年)

- (註) 1. これらの手形はすべてロンドンあてのポンド建期日手形である。
2. 荷為替手形はイギリスからみて第三国間(たとえば米国と日本の貿易)取引をかなり含んでいる。
3. インターナショナルの取引先であるロンドンのマーチャント・バンカーは、ユニダ商会、フリントゴシェン、シュローダー、コール商会、カンリフ商会である。マーチャント・バンカーあては、たいていがインターナショナル・ニューヨーク本店振出信用状による。
4. インターナショナルの取引先であるロンドンの株式銀行は、ナショナル・プロビンスナル銀行とロイズ銀行であるが、ナショナル・プロビンスナルはインターナショナルのロンドンにおける親銀行であるかの感があり、インターナショナルの現金出納を一手に握っている。融通手形の引受がナショナルプロビンスナルに集中している。

行の海外関係度が低いかに言うことはできない。つぎの第5表でみるようにインターナショナル・ロンドン支店自体の引受額がひじょうに大きい、そのことを支えているものがこの第4表にみられるようなインターナショナルのナショナル・プロビンスナルに対する全面的な業務依存である。

第5表は同『復命書』中の「支払手形係」87-120頁の記述を、インタ

一 ナショナル銀行に関係するかぎりでのロンドン引受が、誰の信用状による、どんな手形が、誰によりどの位引受けられているのかがよく分るようによまとめた。

この表によってすぐ分ることは、第一に、引受ける手形の性質がマーチャント・バンカーと株式銀行（ナショナル・プロビシヤル）とで全く対照的であるということである。マーチャント・バンカーがもっぱら荷為替を引受け（付属書類自体が担保の意味をもつから、インターナショナルはマーチャント・バンカーにそれ以外に担保を入れはしない）、株式銀行は為替銀行に特有の融通手形を引受ける。ナショナル・プロビシヤルが引受けた手形は、一流手形として換金性が高いのである。

第二。インターナショナル・ロンドン支店引受、株式銀行（ナショナル・プロビシヤル）引受、マーチャント・バンカー引受に分けてみた場合、インターナショナル・ロンドン支店引受（40%強）がかなり多い。それに主取引銀行（ナショナル・プロビシヤル）の分 20%を合算する

第6表 ナショナル・プロビシヤル銀行の引受手形残高
1890—1913年 £ 000

年	額	年	額
1890	259	1900	486
1	202	1	407
2	記入なし	2	480
3	208	3	476
4	478	4	391
5	433	5	442
6	552	6	649
7	564	7	639
8	記入なし	8	746
9	498	9	795
		10	1,115
		11	923
		12	1,060
		13	824

(出所) London Economist. Banking Supplement.
各年5月の号による。

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

と60%強となってマーチャント・バンカー分40%弱を圧迫する。海外銀行が数多くロンドンに進出してくればくる程、そして貿易金融が為替銀行を通ずることが多くなればなる程、ロンドンにおける手形引受は、海外銀行（つまり外国銀行と植民地銀行）と大株式銀行の側に集中してゆくのである。そういう事態が爆発的に生じたのが世紀転換期であると言ってよい。インターナショナル・ロンドン支店の引受手形は引受呈示のさいに Accepted by International Banking Corporation Payable at National Prov. B'K of England の引受印（102頁）をおされ、満期支払の際は手形交換を通じて直ちにナショナル・プロビンスナルに向った。インターナショナルロンドン支店自体はほとんどキャッシュを保有していないのである。当時の海外銀行ロンドン支店はみなそうだった。

第三。この年（1904年）の12月31日現在のナショナル・プロビンスナル銀行の「引受手形残高（裏書手形残高を含む）」は391千ポンドである。この銀行（とウェストミンスター銀行303千ポンド）はロイズ（3,569千ポンド）やミドランド（2,153千ポンド）に比べて、当時海外振出手形の引受業務が著しく不活発な銀行である。インターナショナル銀行程度（それ自体決して大きな為替銀行とは言えない）の海外取引先銀行が二つもあれば、ナショナル・プロビンスナルの1904年12月31日現在の引受数字はうまってしまうだろう。「不活発」は、全然やらなかったことと同義にはならない。

6. 結論。株式銀行の引受手形残高は国内業務 ではない。海外業務である。

本稿が当初当面していた問題は、公表バランスシートの「引受手形残高」の動きによって第一次大戦前のイギリスの株式銀行の海外業務の発展を主張することは、株式銀行の引受手形がむしろ国内業務を主力とするものであるから妥当ではないのではないかという疑問であった。検討の結果、国内業務としての株式銀行の「引受手形」はロンドンの株式銀行を代理店とする地方銀行がロンドンあてに振り出す期日手形にほぼ限定して考えてよいことが分った。またこのような地方銀行振出手形が送

金手形に等しいことが分った。そこで問題はつぎのように補正された。株式銀行がバランスシート中に「引受手形残高」として示していることに現われているような引受手形と、この地方振出の送金手形とはどのような関係にあるのか。

この件について好んで引き合いに出されるウェストミンスター銀行を事例にとってさえ、すでに1864年に巡回手形は引受手形とは別個に示されており、私が特に問題にしている1890-1914年の期間については、一般に株式銀行は巡回手形を引受手形とは別個に、おおくの場合に預金の中に含めて、バランスシートにあらわしていることが分った。

この問題の受けとめ方はロンドン & 地方銀行と旧来のロンドン銀行とは異なる。地方支店数のおおいロンドン & 地方銀行の場合は地方支店振出の送金手形が問題になる。検討の結果地方支店振出手形は本支店関係の中に埋没するものであって、バランスシートに現われるようなものではなく、もちろん「引受手形残高」とは全く無関係のものである。ロンドン & 地方銀行は地方銀行のロンドン代理店としての地位が旧来のロンドン銀行に比べてはるかによわいので、地方銀行振出手形が新進のロンドン&地方銀行の中で占める意味がはるかに小さかったろうことはいうまでもない。

イギリスの銀行史で株式銀行の手形引受が問題視されるときは、1870年代以来もっぱら海外業務としての手形引受が問題とされていた。今私が特にとりあげている1890-1914年には、本稿中でくどくみてきたように、株式銀行の「引受手形残高」はもっぱら海外業務にかんするものと理解してさし支えないものと私は考える。「引受手形残高」を指標に1890-1914年の時期の株式銀行の海外業務の拡張を考えることは、全くさし支えないものと私は考える。

いったい株式銀行の手形引受業務が格段に問題とされるゆえんは、当然のことながら、国際的なポンド体制を理解するさいの不可欠の前提ともいべき海外からみでの「ロンドン・アクセプタンス」の把握にさいして、ロンドンの株式銀行がそれに占める地位を歴史的に確定することにつながるからである。本支店関係の中の送金手形なり、地方銀行振出の送金手形なりは、それが形の上で多少海外振出手形のロンドン引受と

第一次大戦前ロンドンの株式銀行の手形引受について（再論）

似ているにもせよ、形が似ていることだけをもってそこから直ちに海外振出手形を内容とする「引受手形残高」につないで問題にするのは当を得ない。株式銀行の海外業務と国内業務の関係が問題にされているのはもちろんであるが、株式銀行の海外業務を外債発行引受と並んで代表する対外手形引受につないで理解すべきなのは、株式銀行の経営の全体であって、たんに形が似ているというだけの理由で送金手形取扱業務だけが取りだされうるわけのものではない。対外手形引受に連なる何等かの重要な要素を株式銀行の経営の全体の中から取りだすのならまっ先に問題になる要素は銀行の自己資金すなわち払込資本金と準備積立金である。この課題は前述の『研究年報経済学』（38-4）に載せた拙稿である程度まで果されたものとおもう。（巡回手形がある程度まで国際的な送金手段にもなり得たことを否定するものではない。しかし、その使用はほぼイギリス人に限られ、使用区域は小欧州の一部に限られ、金額にもおのずと制限があったのではないか。また、この程度の国際性を得るためにさえ、特定の銀行業者やイングランド銀行の信用が必要だったのではないか。）

もし問題が株式銀行のバランスシート中の「引受手形残高」が1890-1914年の期間に実は国内取引である送金手形も含んでいるのではないのかという程度のことなら、本稿の証明方法が完全なものとは思っていないけれども、本稿が否と答ええたものと信ずる。1890年以前については念のため答を保留し、さらに研究を続けたい。

行論中、新進のロンドン & 地方銀行の本支店関係に触れるところがあったが、1890年以來めだって活発化した銀行合同運動を研究するさいにこの本支店関係の理解が格段に重要なものであることは言うまでもない。

行論中いくらか触れているところの「ロンドン・アクセプタンス」をめぐっての海外銀行、株式銀行、マーチャント・バンカーの間の関係は、ポンド体制の研究に不可欠のテーマであり、本来はこちらの方が緊急度の高いテーマである。本稿の問題とした国内引受は結果的に見直しても全然緊急度の高いものではなかった。海外銀行、株式銀行、マーチャント・バンカーの三者の関係については、別稿で示すことにしたい。

ひとつだけ汲むべきなのはこの疑問が含みとでもっている「株式銀行引受とマーチャント・バンカー引受とでは、引受の業務性格に重要な相違点があるのではないのか」という視角である。この視角をこの疑問は「株式銀行引受はマーチャント・バンカー引受の場合とはちがって国内引受が主力ではないのか」という形で提起したのであった。答は本稿行論中にて若干示唆されたように、両者の引受はともに海外業務であるけれども、株式銀行の引受は海外銀行ロンドン支店の為替業務と特に密接に関係しておこなわれており、引受ける手形は海外銀行振出しの融通手形が主力となるという点にある。(一方、勢い大量に発生する海外銀行ロンドン支店引受手形はロンドン割引市場が代理店手形と呼んで差別している手形である。この代理店手形が満期までにどこでどのような運用のされかたをするのかが重要な論点となる。)

(脱稿 1977. 9. 30)

ACCEPTANCES BY THE LONDON JOINTSTOCK
BANKS PRE THE WAR I. 1890-1913.
REINTERPRETED.

Hitoshi KOJIMA

1. To which the acceptance liabilities in the statements of the London joint stock banks at that time (c. 1900) were related, domestic bills or foreign bills, is a problem I'll answer in this paper.
2. Chapter 2 is regarding the bills which country bankers or country branches of joint stock banks drew on London banks, taking the case of the National Provincial Bank of England.
3. How the foreign bills were treated in the branch banking system, citing an instance of Lloyds Bank, will be discussed in chapter 3.
4. The meaning of the acceptance liabilities stated in the statements of the joint stock banks, giving an example of Westminster Bank & etc., will be treated in chapter 4.
5. The Acceptance by the joint stock banks of their coming together into business affiliations with London branches of oversea banks, i. e., foreign and colonial banks, showing an instance of the London branch of International Banking Corporation, will be argued in chapter 5.
6. The conclusion of this paper is that the liabilities where stated were related exclusively to the foreign bills, i. e., bills drawn on London from overseas.